

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 1 0 月 1 7 日作成)

法令名	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律																
根拠条項	第 3 条																
許可等の種類	入会林野整備計画の認可																
法令の定め	入会林野整備は、その対象とする入会林野に係るすべての入会権者が、その全員の合意によって、入会林野整備に要する経費の分担の方法、代表者の選任の方法、代表権の範囲、事務所の所在地等農林水産省令で定める事項を内容とする規約及び入会林野整備に関する計画を定め、その代表者によって、当該計画書を当該入会林野の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、その認可を受けて、行なうことができる。																
審査基準	第 6 条第 2 項の認可の基準及び「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の施行について」(昭和 4 1 年 1 0 月 2 0 日付け 4 1 林野調第 2 3 3 号農林水産事務次官依命通達) 第 4 の 4 のとおりとする。																
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総 期 間</td> <td>別紙</td> <td>日・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総 期 間	別紙	日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関		日・月	()	協議機関		日・月	()	処分機関		日・月	()
総 期 間	別紙	日・月	(注：休日は含まない。)														
経由機関		日・月	()														
協議機関		日・月	()														
処分機関		日・月	()														
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線 28-586)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課																
申請先	各 (総合) 振興局産業振興部林務課 (電話番号：)																
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線 28-586)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課																
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)																

別紙

標準処理期間

処 分 名	標準処理期間
<p>法第3条の規定による入会林野整備計画の認可</p>	<p>法第3条の規定による入会林野整備計画の認可の申請（法第9条第1項又は第2項の規定による入会林野整備計画の変更の申請を含む。）を受けてから、法第6条第1項（法第9条林野整備計画条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請を相当とする旨の決定の認可を行うまでの期間 2月</p> <p>法第7条第1項の規定による異議の申出（法第9条第5項の規定による異議の申出を含む。以下同じ。）がない場合において、法第7条第1項に規定する「縦覧期間の満了する日の翌日から起算して三十日を経過する日」から認可を行うまでの期間 1月</p> <p>法第7条第1項の規定による異議の申出があった場合において、そのすべてについて、法第7条第4項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項若しくは第2項の規定による決定をしたとき、法第7条第2項の協議がととのった旨の同条第3項の規定による報告があったとき又は法第8条第2項の調停が成立したときから認可を行うまでの期間 1月</p>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 1 0 月 1 7 日作成)

法令名	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	入会林野整備計画の変更の認可
法令の定め	都道府県知事が第6条第1項の規定により第3条の認可の申請を適当とする旨の決定をした後において当該入会林野に係る入会権者についての変更（入会権者の死亡を除く。以下この項において「入会権者変更」という。）があつたとき、又は第7条第2項の協議がととのい若しくは前条第2項の調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときは、当該入会林野整備計画につき第3条の認可を申請した入会権者（入会権者変更があつた場合には、その変更後のすべての入会権者。以下この条において同じ。）は、その申請人代表者によつて、都道府県知事に当該入会林野整備計画の変更の申請をしなければならない。
審査基準	第3条の規定による入会林野整備計画の認可における、第6条第1項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による入会林野整備計画の適否の決定に係る審査基準に準ずる。
標準処理期間	総期間 2 日・ <u>月</u> （注：休日は含まない。） 經由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-586）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
申請先	各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ）
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-586）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm ）